

# 那須塩原市議会 「那須塩原クラブ」 行政視察報告書



視察期間 平成31年1月21日(月)～1月23日(水)

- I、視察日：平成31年1月21日(月)  
視察地：熊本県 熊本県庁  
調査内容：「くまもと家庭教育支援条例」について
- II、視察日：平成31年1月21日(月)  
視察地：熊本県 熊本県庁  
調査内容：「議員提案条例制定のプロセス」について
- III、視察日：平成31年1月22日(火)  
視察地：長崎県 長崎市役所  
調査内容：「老朽化危険空き家対策」について
- IV、視察日：平成31年1月22日(火)  
視察地：長崎県 長崎市役所  
調査内容：「まちぶらプロジェクト」について
- V、視察日：平成31年1月23日(水)  
視察地：福岡県 大牟田市役所  
視察内容：「よかもん商店街」について
- VI、視察日：平成31年1月23日(水)  
視察地：福岡県 大牟田市役所  
視察内容：「議会改革の取組」について

視察者： 松田寛人 佐藤一則 齊藤誠之 相馬 剛 山形紀弘  
森本彰伸 中里康寛

テーマ：「くまもと家庭教育支援条例」について

視察地：熊本県 熊本県庁

視察日：平成31年1月21日

報告者：森本 彰伸

【視察目的】

家庭教育の重要性は近年特に注目されている。特に子供に対する虐待や貧困は社会問題になっていて、生まれた家庭によって子供の学力や人間形成にも大きな影響があり、次の世代に対しても悪い影響が出るのが懸念されている。こうした悪循環を断ち切るためには、行政が積極的に家庭教育に介入し、親一人ひとりの親力を向上させる必要があると考える。熊本県議会では議員提案により、家庭教育支援条例を作成し、家庭、学校、地域そして行政の役割を明確にし、遂行を推進している。この姿勢には学ぶべきところが多くあり本市そして本議会において研究し参考にするべきと考え視察を行った。

くまもと家庭教育支援条例



【くまもと家庭教育支援条例ポイント】

この条例は保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すこと、そして子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達の推進に寄与することを目的に議員提案により作られました。

家庭教育を支援する施策を総合的に策定し実施すること、市町村や事業者等の関係機関と連携し取り組むこと、家庭の状況の多様

性に配慮することを県の責務として記しています。市町村との連携としては、情報の提供、技術的な助言を行うこと。そして、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを条例にうたっています。県は、毎年度、家庭教育支援の施策の状況を議会に報告するとともに、公表することを義務付けられています。

条例には保護者、学校、地域そして事業者の役割も示されています。保護者は子どもに愛情を持って接し、子どもの生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るとともに、保護者自らが成長していくよう努めることが記されています。学校は、家庭、地域と連携して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達ができるように努めること、地域は、地域の歴史、伝統、文化、行事などを通じて、子どもの健全育成を支えるとともに、家庭や学校等と連携して、家庭教育支援に積極的に取り組むべきこと、そして事業者は、従業員のワークライフバランスにつとめるとともに、県又は市町村が実施する家庭教育を支援する取り組みへ協力すべきことが記されています。

家庭教育を支援するための施策としては以下のことが記され、実施されています。

親としての学びを支援するための学習機会の提供として、PTAの集まりに合わせた講演や勉強会を行うことで、より多くの保護者に学びの機会を提供しています。

親になるための学びの推進として、中学生や高校生に、発達の段階に合わせた親としての心構えや子どもに対する愛情や責任を伝えるプログラムを作成し、学びの機会を提供しています。

人材育成として、家庭教育支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに人材相互の連携を推進しています。

家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の推進として、それぞれが、相互に連携、協

力した活動を促進しています。

相談体制の整備、充実として家庭教育や子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実をし、相談窓口の周知等必要な施策を実施しています。

広報及び啓発として、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析、提供を行い、家庭教育の重要性を広報、啓発しています。

#### 【所感】

熊本県議会が率先して、全国に先駆け制定したくまもと家庭教育支援条例は県内の市町村にも受け入れられ連携した施策ができているとのことだった。個別の施策においても、PTAの集まる機会を利用しての勉強会の実施や公立の学校だけではなく、私立の学校にも親学の推進や、子どもたちへの親になるための教育を行う等、きめ細やかな施策が条例に則り行われているとのことでした。

条例により家庭教育支援条例関係課(5部局17課)の連絡会議を設置することで、県庁内の横の連携が進み部局を超えて、連携することができている。執行部に対し、毎年度、条例関係課の家庭教育支援の充実に向けて取り込む施策、予算と、前年度の取り組み状況を一覧の資料にまとめ県議会に報告することになったことも、条例の効果を向上させている一因であるとのことでありました。

家庭教育の向上は、将来を担う子どもたちの健全な成長のためにも、緊急に取り組みなくてはいけない問題であると認識している。議員提案型の条例が一定の成果を上げている熊本県の事例には学ぶべき点が多くあった。本市においても親学を向上し、子どもたちが健やかに成長する環境を整えていくためにも必要な条例であると思うし、今後取り組んでいく価値が大いにありと感じました。



テーマ：「議員提案条例制定のプロセス」について

視察地：熊本県議会

視察日：平成31年1月21日

報告者：齊藤誠之

議員提案条例の制定についての説明を熊本県議会、議会事務局の方から受けました。

熊本県議会では、すでに議員提案による条例に関して、家庭教育支援条例などを含め、8本制定(うち1本は改正条例)しており、最近では平成21年に制定した地産地消の推進条例の中から地酒に特化した、熊本県産酒での乾杯条例を30年11月に制定している。

これまで成立した条例の議決での賛否は、全会一致は6本、賛成多数は2本となっている。

この議員提案の条例制定にかかわるスキームとしては、特段決まったやり方があるわけではなく、また会議体があるものでもないというが、その時どきの政治課題において随時を検討行っており、検討組織もその都度設定をしている。

制定までの経緯については、案件ごとに協議の場を設ける場合とそうでない場合がある。県で既に制定されている「家庭教育支援条例」を例に掲げると、まず条例策定に検討委員会が必要であるとなると、議会最終日に条例制定に協議等の場の設置の件として、議決を経ている。可決されたのちに交渉会派と呼ばれる会派が、超党派で策定検討委員会を組織し委員会を開いていく(この条例では全6回の委員会を開催)

その後、策定検討委員会の中で、第2回、3回では大学教授の講義を2回受講するための勉強会を開催、第4回では、その後条例の骨子案を検討し、その骨子を土台に条例素案の検討を行い、第5回にはこの他にパブリックコメントの是非について協議し、了承を得たうえで実施した経緯がある。

その際、一つの団体から条例に関する意見の要望書が提出されたことから、その内容を精査し、協議を行いまとめあげ、第6回の委員会で最終案を策定する流れであった。約6か月間をかけて、条例案を策定し、議会において、採決にいたっている。

根底には、条例の制定が必要であると思う議員の強い意志と、それに対しての執行部側の考えが一致することが理想とされる。また、条例の制定の必要性を議員が示していくことも執行部側でまとまらない考え方を一つにしていく一助になることも、今回の説明において理解ができた。

何故、条例の制定が必要なのかをしっかりと考え、各自治体において住民の福祉向上につなげるためには、その地における明確なルール作りがカギとなる。各課でそれぞれが特徴ある施策を展開しているが、バラバラのままでは、効果としての表れが薄い。同じ境遇で関係ある部局が一体となって進めていくことが、これからの課題解決に必要なようになってきているのは明白で、その一つにこの条例の制定があるとすれば、議員側からの提案であったとしても、大きな効果を表すことができると再確認ができた。



テーマ：「老朽危険空き家対策」について

視察地：長崎県長崎市

視察日：平成31年 1月22日

報告者：中里 康寛

長崎市の現状について、人口の推移は昭和50～60年にピークを迎え、その後減少と

なり、今後20年後には35万人に減少する見込みである。長崎市の宅地は、平らな土地が少なく山の斜面を宅地にした。

空き家が増える要因として、最近では平地に高層マンションが増える中、人口減少、少子高齢化の影響に伴い、高齢者が高層マンションへ住み替え、斜面地に残った住宅が空き家となるケースが多いと市は分析している。

空き家の数は、昭和63年の9.9%であったが平成25年には14.7%（総務省統計局）に増えた。そのうち、特定空き家について、市の独自の空き家調査（建築指導課）を行った結果、362件の特定空き家が見つかり、うち286件（74.8%）が斜面市街地の空き家である。

空き家バンク制度の取り組みにおいては、本市のような宅建協会と協定は結んでではなく、空き家バンクに登録できそうな物件について臨時職員を雇い3年前から調査している。実績としては、10件程度登録し移住者に提供することができたため、少しの成果はあったと考えているが、費用対効果を考えると見直しが必要であると分析している。

移住者に対する定住促進空き家活用補助金が2件の実績。移住者向けリフォーム支援、空き家に残る家財等撤去・処分支援が2件の実績、地域交流用途へのリフォーム支援は1件の実績。空き家を活用する手立てとしてのリフォームには支援金10万円。

特定空き家をなくす取り組みとして、老朽危険空き家除却費補助金（除却工事費用の一部）は、本市と同様50万円。年間20件程度の実績で、これまで127件の実績であった。

老朽空き家対策は、老朽化が進み活用ができないものを、市に寄贈し、その周辺の自治会等で活用したいと申し出があり活用することとなった場合に、市が所有しながら自治会に管理してもらい活用する事業である。例えば、駐輪場やポケットパーク、ごみステーション等を作った。

この事業は、国庫補助を入れ運用している。

- ①地域住宅交付金（提案事業）交付率 4.5 / 10（H19～H21）
- ②社会資本整備総合交付金（基幹事業）交付率 4.5 / 10（H22～H23）、（効果促進事業）交付率 5.0 / 10（H24）
- ③防災・安全交付金（効果促進事業）交付率 5.0 / 10（H25～H28）
- ④空き家対策総合支援事業（基幹・効果促進事業）交付率 4.0 / 10（H29～）

年間2～3件の実績、平成18年から29年までに71件。直近3カ年の事業費は、1,179万円（H27）、1,780万円（H28）、1,532万円（H29）、事業期間は、平成18年度から～平成32年度の15年間を予定している。

地元民間業者との連携は、空き家の除却について、地元の銀行と連携して低金利ローンを設置、また司法書士会と連携して、相談（相続など）する機会も設けている。

長崎市は、市民にわかりやすい空き家対策のチラシを作成し、市の広報誌と共に配り周知に努めている。市民（自治会）とも情報を共有しているため、市民からの相談も多く、市は窓口で相談に乗っている。



**テーマ：「まちぶらプロジェクト」について**  
**視察地：長崎県長崎市**  
**視察日：平成31年1月22日（火）**  
**報告者：山形紀弘**

まちぶらプロジェクト策定について

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くからその地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い独自の発展を遂げてきた。中

でも市街地は、港と斜面地に囲まれた南北に細長いわずかな平坦部に位置しているが、その果たす機能は、長崎市が発展してきた地理的特性を背景に行政界を大きく超えて効果をもたらしている。県都として行政・業務機能をはじめ西九州最大を誇る商業地、多彩な歴史に培われた文化資源などが集積している市である。長崎市は中心市街地の課題として多様な地区の特色を持つ長崎の魅力の表出不足・民間事業者や地元住民等地域との連携不足・人がまちに来てとどまる仕組みと拠点間の回遊性の不足・面として一体感・総合的な事業推進の不足などの課題点がパブリックコメントや市民意識調査、統計データ等の分析により浮き彫りになり、この「まちぶらプロジェクト」事業のきっかけになる。

長崎市の「まちなか」は、歴史及び文化資産の集積と商業業務・公共サービスなどの集積があり、長崎市をけん引するエンジンにあたる地域である。九州新幹線西九州ルートに着工認可や国際船の受け入れ体制の強化に伴い、長崎駅周辺が「陸の玄関口」として、松が枝周辺が「海の玄関口」として整備が進もうとする中、長崎の「まちなか」も、これまで以上に魅力に磨きをかけて賑わいを高めることが必要になったと感じ、そこで新大工から浜町を通り大浦に至るルートをまちなか軸として設定し、この軸を中心とした5つのエリアの魅力の顕在化や、回遊性を促す今後10年間の取組みを「まちぶらプロジェクト」として取りまとめ、平成25年度から本格的にハード・ソフト両面から整備を進めることになった。目的として、今後、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年で、長崎のまちの形が大きく変わっていこうとしている。

このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものあ

る。①エリアの魅力づくりでは各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みを進めた。②輪づくりまちなか軸を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境の整備を行い、また「陸の玄関口」である長崎駅周辺や「海の玄関口」である松が枝周辺等の周辺施設との連携軸の整備により「まちなか」への誘導を図った。③地域力によるまちづくりによって地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みを進めた。

計画の進めかたとしては、「まちぶらプロジェクト」の推進にあたって、中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づく「長崎市中心市街地活性化基本計画」、都市再生特別措置法第46条に基づく「都市再生整備計画（まちなか地区）」及び都市再生推進事業制度要綱第2条の5に基づく「長崎市中央部・臨海地域（まちなかエリア整備計画）」などに位置付けるとともに、社会資本整備総合交付金等の活用を図るなど、財源の確保を目指した。



計画の見直しは「まちぶらプロジェクト」に基づき取り組みを展開しているが、社会情勢等の趨勢、あるいは地域との話し合いなどの中で、新たに取り組みとして決定した事項、または、修正等が必要になった事項等に関しては、随時追加修正等を行いながら進めてい

く。長崎市は海と山と斜面地に囲まれその特色を生かしたまちづくりには、とても魅力を感じた。

本市でも地域の特色を活かしたまちづくりの構築の重要性を再確認した。



テーマ：「まちぶらプロジェクト」について  
 視察地：長崎県長崎市  
 視察日：平成31年1月22日（火）  
 報告者：松田 寛人

#### ●概要

市が行う基盤整備等と併せ、市民等が主体となって行うまちなかの賑わい再生の取り組みを「まちぶらプロジェクト」として認定することにより、市民等と共に取り組むまちなか再生のプロジェクトとしての展開を図っている。

#### ●内容

##### 【取組に至る背景・目的】

今後、長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの10年で、長崎のまちの形が大きく変わっていかうとしています。

このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この10年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものです。

##### 【取組の具体的内容】

ア エリアの魅力づくり

各エリアにおいて、まちづくりの方向性を掲

げ、各エリアが持つ特色を活かしながら、エリア内の魅力の向上に結びつくような取り組みを進めます。

#### イ 軸づくり

「まちなか軸」を基軸として、各エリア間の回遊性を高める環境の整備を行います。また、「陸の玄関口」である長崎駅周辺や、「海の玄関口」である松が枝周辺等の周辺施設との連携軸の整備により「まちなか」への誘導を図ります。

#### ウ 地域力によるまちづくり

地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を結集する取り組みを進めます。

【施策の開始前に想定した効果、数値目標など】

市民はもとより国内外の来訪者にとって、長崎市のまちなかがもっと歩いて楽しいまちとなることを目指しており、具体的な数値目標は設定していないが、歩行者通行量の増加などにより目で見えて賑わっている状況になることを目標としています。

#### 【現在までの実績・成果】

平成 25 年からスタートしたプロジェクトであり、まだ目に見える部分は少ないが、「まちぶらプロジェクト」に認定した企業・市民等の取り組みもあり、官民連携の取り組みとして市民等への周知も進んでいます。【まちぶらプロジェクト認定事業：14 件（平成 26 年 9 月末現在）】

【導入・実施にあたり工夫した点や苦勞した点とその対処法・解決策など】

「まちぶらプロジェクト認定制度」を創設し、市民等が主体となって行う取り組みを「まちぶらプロジェクト」に認定するなど、行政と市民が一緒になってまちなか再生に取り組めるような環境づくりを行っています。

#### 【今後の課題と展開】

「まちぶらプロジェクト」に基づき取り組

みを展開していきますが、社会情勢等の趨勢、あるいは地域との話し合いなどの中で、新たに取り組みとして決定した事項、または、修正等が必要になった事項等に関しては、随時、追加修正等を行いながら、地域と共に計画を進めます。

#### 【事業期間】

平成 25 年度から平成 34 年度まで

#### 【事業予算】

総事業費：平成 26 年度：1,145,972 千円

財源内訳：社会資本整備総合交付金など

#### 【団体情報】

人口：437,315 人

標準財政規模：101,339 百万円

担当部課名：長崎市まちなか事業推進室

※参考文献

元気創造プラットフォーム（総務省）

<https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jirei/nagasaki/2015-0225-1458-1907.html>



#### 私的感想

「地域活性」「地方創生」「協働のまちづくり」「にぎわいとおいしいのあるまち」「まちなか交流」「市民がふれあうまちづくり」「魅力のあるまちづくり」その他たくさんの活性地域づくりを日本各地で行っている。

猫も杓子も人口減少、リーマンショックはどこへ行ってしまったのだろう。

そもそも人口減少がもたらしている現象ではないだろうか。人がある程度多く住んでいけばそもそも「まちぶら」という言葉が生まれるのだろうか、人がいけば黙っていても街中を歩くのではないだろうか。

「いやいや違うよ、観光客を呼ぶための事業だよ」「わたしたちのまちの魅力を見てほし

いだけだよ」とたぶん言うでしょう。

人口減少が分かっているのだから今のうちに地域力を高めていきたいと思います」と各自治体が必死になっている色々な事業をあの手この手やっていますが、どうでしょう？

「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」の副題が示すように、その対策の中心は地方の仕事づくりであり、地方は「稼ぐ力」をつけて東京に対抗する経済を作りなさい。

これに地方自治体は惑わされているような・・・ないような・・・

そもそも人口減少は首都一極集中によって起きている。これが政府の示す地方創生が取り組む問題の基本図式だったはず。

だからと言って何もやらないわけにはいかない・・・それをあらためて考えさせられた視察であった。



テーマ：「よかもん商店街」について

視察地 福岡県大牟田市

視察日 平成31年 1月23日

報告者 佐藤 一則

#### 【市のあゆみ】

石炭産業とともに発展してきた鉱工業都市である。しかし、エネルギー政策の転換により平成9年3月に三池炭鉱が閉山。

周辺市町と有明圏域定住自立圏を構成し、その中心市としての役割を担っている。(22年柳川市、みやま市。25年荒尾市、南関町、長洲町。)

平成27年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録される。「宮原抗」「三池炭鉱専用鉄道

敷跡」「三池港」がその構成資産となっている。

#### 【市の概要】

##### 1 人口及び世帯数 (平成30.4.1現在)

男 53,469人

女 62,334人

人口計 115,803人

世帯数 56,756世帯

##### 2 面積 81.45k m<sup>2</sup>

#### 【当初予算】

平成30年度 (単位：千円)

会計区分 金額

(1)一般会計 54,480,000

(2)国民健康保険 14,493,677

(3)介護保険 13,443,173

(4)後期高齢者医療 2,052,209

(5)病院事業債管理 1,442,318

(6)水道事業 3,986,915

(7)公共下水道事業 7,532,147

総額 97,430,439

#### 【議会の構成】

##### 1 議員

(1)議員数 定数：25人 現員：25人

(2)任期 平成27年5月2日～

平成31年5月1日

#### 【議員報酬及び旅費等】

##### 1 議員報酬等

区分 現行月額(円) 区分 現行月額(円)

議長 566,000 市長 906,000

副議長 498,000 副市長 725,000

議員 453,000

##### 2 旅費

区分 一人当たり(円)

常任委員会 120,000

特別委員会 100,000

議会運営委員会 120,000

広報広聴委員会 100,000

会派 100,000

宿泊費 1泊 13,700

旅行雑費 1,000

##### 3 政務活動費

月額一人当たり 20,000円

## 【商業を取り巻く現状】

中心街にあった百貨店や大型スーパーが相次いで閉店するとともに、空き店舗が増加している。一方で、幹線道路沿道でチェーン店が増加するとともに、大型店が相次いで出店するなど、買い物客を取り巻く状況も大きく変化している。

### (1) 人口の減少

基幹産業であった鉱業や化学系企業の規模縮小等の影響により、昭和30年代半ばには20万人を超えていた人口は、平成27年の国勢調査人口で117,360人へと減少している。高齢化率は、平成27年国勢調査では25.9%と国や県の平均を大きく上回っている。

### (2) 大型商業施設の閉店、(3) 郊外大型店の出店

大型商業施設の出店・閉店の状況をみると、昭和40年中頃に中心市街地活性化エリアに出店していた大型店舗は、平成7年から平成16年にかけて相次いで撤退した。この間中心市街地活性化エリアには大型商業施設が出店するなど、市内の石炭関連企業が所有していた土地(社宅跡地、遊休地等)への出店が進んだ。また、平成23年には、中心市街地活性化エリアから1km西側に大型商業施設が出店している。

### (4) 空き店舗の増加

中心市街地活性化エリアの空き店舗率は平成13年の17.3%から平成29年では42.3%となっている。これは、平成13年に大型商業施設が出店し、この年を前後として中心市街地活性化エリアの既存の大型店の多くが閉店したことで、空き店舗の増加が進んだ。

### (5) 歩行者通行量の減少

中心市街地活性化エリアの歩行者通行量は年々減少しており、平日通行量は、平成17年の11,727人から平成27年の5,504人となり55.6%の減少、休日通行量でも、9,504人から4,420人となり55.3%の減少となっている。全ての調査地点で減少しているが鉄道の西側での減少が特に大きい。

## 【よかもん商店街】

～買物弱者支援と商店街の活性化～

### 大牟田商店街に対する一般的なイメージ

悪いイメージ	良いイメージ
さびしい	専門店が多い
品揃いが悪い	店主との会話が楽しめる
駐車場の問題	信用のある店舗が多い
	地域の大切な資源
	思い出が詰まっている

### ◎よかもん商店街の概要

加盟店舗数 19店舗(設立時11店舗)

会費 年会費 6,000円(現在は暫定的に3,000円)

拋出金 売上金の10%

入会金 10,000円

設立 平成22年

大牟田市中心地区商店街連絡協議会内にて発足(銀座通り、新栄町、栄町、築町、みやまえ、みずき、本町)

※翌年 大牟田市中心地区商店街連絡協議会を脱退

補助事業 H23年度 福岡県

「出向く商店街事業」

H24年度 福岡県

「出向く商店街事業」

H25年度 大牟田市

「市民活動補助事業」



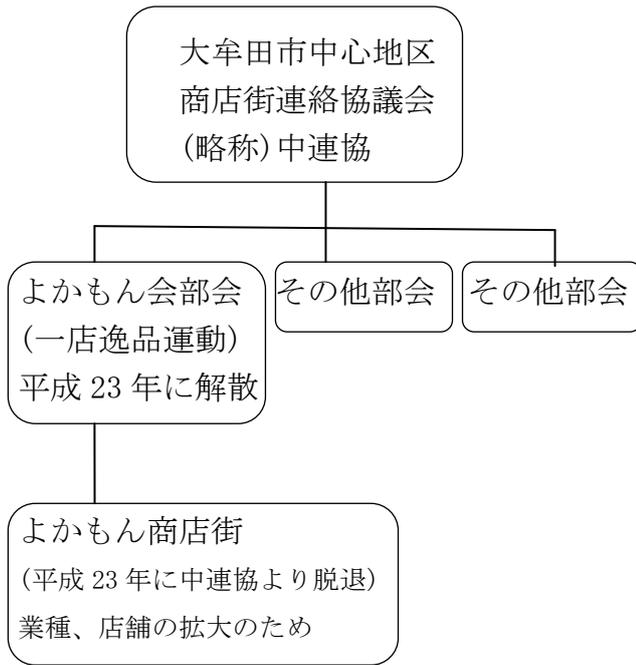
### ◎よかもん商店街の目的

買い物弱者支援・高齢者の生きがい作り

個店の活性化

商店街の活性化

## 設立時の組織図



## 加盟店

メガネの松永→メガネ、補聴器、光学品  
 古賀時計店→時計、宝石  
 レディースウチダヤ→婦人服  
 人形の沖牟田→婦人服、季節の品  
 フルーツたなか→果物、菓子  
 山田屋茶舗→茶、菓子、茶器  
 ニュークロダヤ→婦人服  
 芽が出た根→惣菜、弁当  
 花とみどり たなか→生花  
 グリーン・グリーン→婦人服、小物  
 天然酵母パン らそら→パン  
 つる本舗→和菓子  
 菓子処 菊水堂→和菓子  
 こうひいや→コーヒー、菓子  
 お好み焼きげんちゃん→焼きそば、弁当  
 城屋市庁前店→和菓子  
 エステ inPORA 結輝→ハンドマッサージ、化粧品  
 シルバー人材センター→リサイクル品等  
 平川商店→乾物

### ◎出張商店街

「出張施設」  
 老人福祉施設、病院、地域交流拠点、町内公民館など  
 (販売時間) 2～3 時間(売上) 10～20 万円

※売上の 10%を社協等に寄附

### ◎店舗によってメリットは様々

- ・催事当日の売上を期待
- ・後々、実店舗への来店を期待
- ・個店単位で施設等との繋がりを持つようになる
- ・活動自体が楽しい

### ◎お店毎に様々な工夫を

今後に繋げるため、個店単位でも出張販売に取り組む(チラシの配布など)

### ◎催事以外の時もこんな事が！！

- ・施設や地域などから個店に出張のオーダーや商品の注文
- ・入居者や施設スタッフ、地域の方々がお店に来店
- ・施設等による、当会の利用を主としたイベントの企画

### ◎出張商店街開催実績

平成 25 年度	19 回
平成 26 年度	23 回
平成 27 年度	27 回
平成 28 年度	27 回
平成 29 年度	38 回

設立当初は月 1 回、年開催 12 回を目標に活動を行ってきました。年数を重ねる毎に施設等への認知度も上がり、様々な施設等から声を掛けていただけるようになってきました。28 年度末頃に、これまでの実績をまとめた施設向けの案内資料を作成し、市内や近郊の施設に一斉に郵送し当会の PR を行いました。その結果 29 年度は一気に開催回数が伸びました。当会設立当初は、市内の各施設に営業に回りながら当会の利用をお願いしていましたが、最近では施設等からのオーダーにより催事の開催を行えるようになってきました。

### ◎よかもん商店街の様々な取組

- 認知症ホーターのいる商店街マップの作成
- ・認知症ホーター養成講座の受講
- ・認知症ホーターのいる商店街マップの作成



- ・最初から売上の増加は期待していない  
そうしたら・・・
- ・福岡県共助社会づくり表彰(地域貢献部門)受賞
- ・福岡デザインアワード(特別部門)受賞
- ・地元中学校の福祉授業の講師(認知症について)

#### ◎地域貢献

##### ◆赤い羽根共同募金

(募金百貨店プロジェクト)

全 18 店舗加盟「全国初」

特定の商品の売上の一部を赤い羽根に募金

- ・個店単位で共同募金会と契約を結び、特定の商品の売上の一部を募金する仕組み  
(募金で集まったお金の 7 割が、地元も社会福祉の発展のためなどに使われる)

##### ◆会が出た利益の一部を毎年寄付

※毎年およそ 2 万円を寄付

#### ◎出張ゼミ

- ・地域包括支援センターや赤い羽根共同募金との共催で「出張ゼミ」開催
- ※参加者は地域包括支援センターで集めてくれる  
「商業者側のメリット」
- ・お客様と個店単位で密に接することが出来る

- ・お店のファンを増やせる  
「地域包括支援センターのメリット」
- ・サロン活動の活性化
- ・高齢者の引きこもり防止等
- ◎加盟店への還元(備品購入店舗への補助)  
活動を行う中で便利な備品リストを作成し、その備品の購入に関して購入金額の約 7 割を当会が支援する制度を一昨年より始めました。(上限 2 万円)
- ◎高齢者施設等からの来街者の誘致
  - ・地元の商店街と連携し開催
  - ・施設より入居者等を迎え入れる  
(逆ディサービス)
- ◎世界遺産(大牟田の近代化産業遺産)登録の際にどこよりも早く便乗
  - ・その結果、福岡県観光推進協議会とコラボし、福岡県観光推進キャンペーンページ「ブラックエクスプレス」等に掲載

#### 今後の目標と課題

- ・商業、福祉、地域などの業界の壁と、異業界に関する知識不足
- ・商品の充実(お客様のニーズに応える)
- ・店舗数の拡大は必ずしも追い求めない  
※ヤル気のある店舗であれば歓迎  
※店舗が増えすぎても、施設に入りきれない
- ・定期開催出来る会場の確保
- ・当会が福祉業界との結びつきを持ち始めた事が、地元商店街にとってもチャンスだと言う事を理解してもらおう
- ・当会の存在意義を、福祉業界に正しく理解していただいたうえで、より便利に活用してもらえらる団体となる(ボランティア団体では無い)



## テーマ：「議会改革の取組」について

視察地：福岡県 大牟田市

視察日：平成 31 年 1 月 23 日

報告者：相馬 剛

大牟田市議会は、平成 18 年ごろから地方議員対象の研修会に参加し議員の意識の変化によって議会機能の向上のために改革を実施、そこで議会基本条例を制定しようと考え、平成 22 年 12 月議会において全会一致で可決、平成 23 年 2 月 1 日に施行した。

### 【議会基本条例のポイント】

- ・市民意見の聴取に努める。

議会を市民の身近なものにするため、請願・陳情者の意見聴取、議会報告会での意見要望の集約、各種団体との懇談会開催などで出された意見を政策等調整委員会で諮る。

- ・議会活動サイクル。

予算に市民意見が反映しているか、決算で市民意見が反映されたかを評価。

- ・政策等調整委員会での論点整理と集約。

政策等調整委員会は各会派から 1 名で構成し、市の計画の論点や課題を議員間討議により抽出し、各常任委員会に検討を要請、これを受けて常任委員会として意見要望をまとめ市長に提言する。さらに政策等調整委員会から直接市長に要望も行う。

- ・委員会審査の充実

委員会では、関係団体からの意見聴取、専門的知識の活用、複数の委員会で同時審査する連合審査を用いて政策を立案、提言を実施。

### 【議会改革の活動】

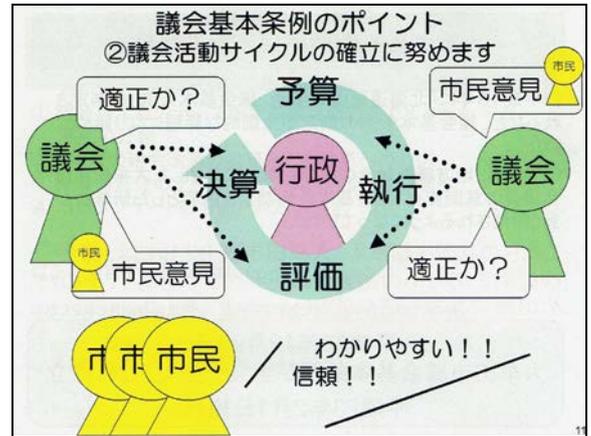
・議会報告会のテーマ設定、出された市民意見の分類。

・1 年間の議会改革の検証とその結果への対応。

- ・議員研修会のテーマ設定及び開催。

- ・市民アンケートの分析と対応。

※平成 29 年から議会改革特別委員会を解消し、広報広聴機能を担う広報広聴委員会を新設、議会改革機能は、議会運営委員会へ移行。



### 【議会改革の検証】

- ・議会基本条例に基づく検証

基本条例の規定により毎年度検証を各章ごとに行っている。

- ・検証作業から公表までの経過

事務局たたき台をもとに、議会運営委員会正副委員長案を作成⇒各会派の意見を集約・調整⇒議会運営委員会で加筆・修正⇒正副議長へ検証案を報告⇒会派代表者会議で了承後⇒議会ホームページで公表。

### 【市民意見の反映】

- ・市民意見の集約・分類をHPで公表

i 委員会で継続的に検討するもの

ii 当局につなぐ方がよいもの

iii 関係委員会で検討するもの

iv 摘録して議員で供覧を行うもの

・公表後、市長等へ要望及び提案し回答を求める。議員は様々な活動の機会に市民意見の説明と集約そして反映に努める。

- ・議会報告会の充実

広報誌やHPでPR、各地域で議員による直接チラシ配布、小中学校生徒へのチラシ配布、コミュニティFMラジオに議員が出演しPR。議会の主要な活動を報告、前年度出された意見に対する回答報告。

### 【取り組みの成果】

全小中学校へのエアコン設置、中学校給食の完全実施（廃校跡地利用での給食センター方式）などこれまで7つの施策が実施されている。

### 【今後の議会改革の展望】

- ・会派の枠を超えての議員の意見交換の活性

化⇒論点・争点の明確化

・行政の活動サイクルに応じた議会の活動サイクルの確立⇒受け身の議会運営からの脱却。

・議会報告会での年齢性別のバランス⇒幅広い意見の集約。

・市民アンケート結果に基づく改革の推進⇒20歳以上の市民1000人。

今後、議会機能向上への取組と広聴広報機能の向上、さらに議会の活動状況の「見える化」取組が重要としている。

那須塩原市議会においても、今年度議会基本条例の検証を行い更なる議会改革が必要と考え、議会の政策形成サイクルに特化した特別委員会、広聴広報機能に特化した特別委員会の設置が検討されている。これらの目的は「市民意見の反映」であり、その結果が重要である。

